



Title	後藤新平の衛生行政論に関する医史学的研究
Author(s)	日野, 秀逸
Citation	大阪大学, 1988, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/36729
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名・（本籍）	ひの野 しょういつ 逸
学位の種類	医学博士
学位記番号	第 8413 号
学位授与の日付	昭和 63 年 12 月 26 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当
学位論文題目	後藤新平の衛生行政論に関する医史学的研究
論文審査委員	(主査) 教授 中川 米造 (副査) 教授 多田羅浩三 教授 森本 兼麿

論文内容の要旨

〔目 的〕

後藤新平の衛生行政論に関して、従来なされてきた以下の 3 つの論点について再検討し、新たな見解を提出する。

- (1) 後藤の衛生行政論が、彼のドイツ留学や日清戦争を契機にして、大きく変化した、とりわけ政策対象が中間層から労働者・「貧民」に変化した、という論点。
- (2) 後藤が提起した命価説は、政策対象を中間層とみなす理論を表わすものであり、ドイツ留学や日清戦争を契機とする衛生行政論の変化につれて、用いられなくなった、という論点。
- (3) 後藤の主著『国家衛生原理』は、衛生行政論としても、社会政策論としても、独創的な業績であるとする論点。

〔方法ならびに成績〕

後藤新平自身の著作、演説、自叙伝を資料とし、文献学的、医史学的方法によって分析した。その結果、以下の成績を得た。

- (1) 後藤は、1880年（愛衆社設立の告示）には衛生行政を富国強兵策と結合させてとらえていた。
- (2) 後藤は、1888年（職業衛生法）には衛生行政の主内容を、富国強兵＝生産力増強と治安対策に置いていた。後藤は富の源泉を労働者・「貧民」と把握し、同時に彼らを治安対策の主な対象としても把握したので、後藤の衛生行政の主対象は、遅くとも1888年からは労働者・「貧民」であった。この見解は、後藤が内務省衛生局を去る1897年（救済衛生制度ニ関スル意見）まで一貫していた。すなわち、留学（1890～1892）および日清戦争（1894～1895）の後にも変わっていない。

(3)後藤は1885年（下水掃除改修ノ建白書）以来、衛生行政の推進力を中等度以上の人々に求めた。これは1897年まで変わらなかった。

(4)後藤は衛生行政推進のために中等度以上の人々の啓蒙を重視し、1885年以来、多くの活動を行った。

(5)後藤は中等度以上の人々の啓蒙の手段として、1885年（生命ノ直段ヲ定ムル秤量）と1886年（国家衛生ノ盛衰ハ命価ニ関係ス）の講演で命価説を提起した。

(6)後藤は、1889年の『国家衛生原理』では、一般的な生命の価という命価説を、より具体的で経済学的内容を付与した健康の価という概念に置換し、日清戦争後にも用いた。

(7)『国家衛生原理』の主要部分は、Pappenheimの著者 Handbuch der Sanitäts-Polizei（第2版、第1巻、1868）の翻訳である。

〔総括〕

後藤新平の衛生行政論は、少なくとも1888年から1897年まで、対象は労働者・「貧民」を主とし、推進力は中等度以上を主とする点において一貫していた。ドイツ留学と日清戦争を契機に大きく変化したとする説は成立しない。後藤が提起した命価説は、衛生行政推進の啓蒙の論法・手段として工夫されたものであり、その後も取り消されることはなく、より具体的な健康の価へと発展させられた。後藤の主著とされる『国家衛生原理』は、外国書の翻訳が大半を占めていて、オリジナルな業績とは評価できない。ただし、当時において、類書の無いことを考慮すれば、先駆的業績と評価すべきである。

論文の審査結果の要旨

後藤新平の衛生行政論に関する、これまでの医学史上の記述について、以下の三点について、多数の資料を検討することによって、新たな見解を提出した。

(1)後藤の衛生行政論がドイツ留学や日清戦争を契機にして、対象を中間層から「貧民」に変更したとされているのは正しくない。

(2)かれの創始した命価説もその時期から変わったというのも正しくない。

(3)かれの主著『国家衛生原理』は衛生行政論としても、社会政策論としても独創的とされているが、この執筆にあたって大きく参照した原著を発見し対照して、その類似性を明らかにした。

これらの見解は、日本の衛生行政史の重要な部分の改定を迫るものであり、学位に価する論文であると認める。